

熊 監 発 第 000215 号  
令和 8 年（2026 年）2 月 20 日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市監査委員 落 水 清 弘

熊本市監査委員 西 岡 誠 也

熊本市監査委員 村 上 和 美

熊本市監査委員 高 島 剛 一

## 職員の賠償責任に関する監査結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定に基づき、令和 7 年（2025 年）12 月 22 日付け〇〇発第 1282 号により熊本市長から監査請求のあった職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定について、監査した結果を下記のとおり報告する。

### 記

#### 第 1 監査の実施

##### 1 監査請求の趣旨

市長から提出された標記の職員損害賠償に関わる監査請求の趣旨は、次のとおりであると解した。

熊本市の出納員である中央区〇〇課長 〇〇〇〇（以下「本件職員」という。）は、所属課に保管する釣銭準備金について、月に一度の会計管理者への出納金報告の際にしか残額の確認をしていなかったところ、令和 7 年（2025 年）（以下西暦省略）6 月 3 日（以下「亡失日」という。）の残額確認の際、保管していた釣銭準備金 25,000 円の内 18,000 円の所在が確認できないことが判明した。

この釣銭準備金の亡失は、1 か月の間残額の確認をしないという不適切な管理をしていた本件職員に原因があるとし、損害賠償を命じるにあたり、事実確認及び本件職員の責任の有無並びに損害賠償請求金額の決定について、監査委員に監査を求める。

なお、資料として以下のもの（以下「本件提出資料」という。）が提出された。

- ① 中央区〇〇課における釣銭準備金の亡失について
- ② 釣銭等資金領収書
- ③ 出納金報告書
- ④ コインパーキング等使用料出入金簿
- ⑤ 調定書（補填金）
- ⑥ 中央区〇〇課職員への聞き取り記録
- ⑦ 7月以降の現金確認シート
- ⑧ 現場写真
- ⑨ 監査要求に至るまでの経緯（8月から12月まで）
- ⑩ 中央区〇〇課と会計総室とのメール記録
- ⑪ 中央区〇〇課の現金亡失報告書

## 2 監査の方法

### (1) 本件提出資料の精査及び現地確認

本件提出資料を精査するとともに、中央区〇〇課（以下「担当課」という。）内の金庫を確認した。

### (2) 関係職員の事情聴取

令和8年2月3日に以下の職員から事情を聴取した。

中央区長、中央区区民部長（中央区会計管理者）、〇〇部長、担当課職員、会計管理者、会計総室長、会計総室職員、総務局長、行政管理部長、人事課長、同課職員

また、同日に本件職員から事情を聴取した。

その他、書記を通して、関係職員から必要な事項について適宜聴取等を行った。

## 3 監査期間

令和8年1月16日（金）から同年2月20日（金）まで

## 第2 監査の結果

### 1 結論

#### 本件職員の賠償責任

熊本市に対して損害賠償責任を有しないものと認める。

### 2 事実関係

#### (1) 釣銭準備金の保管状況

釣銭準備金は、上下2段のキャッシュケース内の上段に、硬貨7,000円分、下段に紙幣18,000円分を保管し、当該キャッシュケースを担当課の執務室内に存する鍵付きの金庫内に、担当課の職員が使用するコインパーキング用の前渡金と共に保管していた。

当該金庫は常に施錠されており、2本ある鍵は本件職員及び担当課の課長補佐がそれぞれ所持。執務時間内はそれぞれ自身の執務機のひきだしに保管し、執務時間が終わると、本件職員は退勤時に自宅へ持ち帰り、課長補佐は機のひきだしに鍵をかけその鍵を別の場所に保管して退勤していた。課長補佐のひきだしの鍵の保管場所については、少なくとも15人の職員が認知していることが後述の職員ヒアリングで確認されており、課長補佐が不在であっても開錠できる状況であった。なお、ダイヤル鍵も付いているが、未使用であった。

釣銭準備金を使用するのは年に1回程度であり、金庫を開扉するのは主にコインパーキング用の前渡金を持ち出すときである。概ね2日に1回程度の頻度で開扉し、その際は必ず職員2人で行っていた。金庫を開扉する際は、主に課長補佐が所持する鍵を使用。

釣銭準備金の残額確認は、基本的に月に1回行う会計管理者への出納金報告時に行っていた。

## (2) 釣銭準備金亡失判明の経緯

令和7年5月8日に4月分の出納金報告書作成のため釣銭準備金の残額確認をした際は全額保管されていることを確認していたが、亡失日において、5月分の出納金報告書作成のため担当者が金庫内の釣銭準備金の確認をしたところ、釣銭準備金のうち紙幣で保管していた18,000円が金庫内に保管されていないことが判明した。硬貨は全額残存していた。

## (3) 市長（担当課、会計総室）による調査

### ア 担当課執務室内捜索

亡失日から翌日にかけて、全職員が執務室内を捜索。その際は、書類の間等に紙幣が紛れていないかも確認。亡失金の発見には至らず。

### イ 担当課職員へのヒアリング

亡失日から翌々日にかけて、本件職員が担当課全職員69人に対しヒアリングを行った。

### ウ 会計総室による調査

担当課から亡失の報告を受けた際、本件職員、課長補佐等に対して亡失の経緯等についての状況確認を行った。その後メール等により担当課への質疑を行った。

## (4) 警察の捜査

令和7年6月13日、熊本中央警察署に対し、本件職員名で紛失届を提出。捜査の詳細は不明であるが、現在のところ亡失の原因について警察からの言及なし。

#### (5) 亡失した釣銭準備金と同額の金員の補填

本件職員は亡失当初から中央区長に対し金員の補填の意思を表明しており、令和7年12月17日に18,000円が本件職員から補填された。

### 3 判断

#### (1) 損害を被った事実

本件提出資料及び監査の際提出された関係資料並びに監査における調査により、亡失日時点において市が18,000円の損害を被っていたことが確認されたものの、前述のとおり、当該金員が本件職員から補填された事実が認められた。

亡失日から当該補填がなされた日までの間、釣銭準備金を使用する機会が1回発生したが、残存する釣銭準備金でこと足りたため特に対応に窮することはなく、現時点で市に損害は認められない。

#### (2) 賠償責任の有無

前述のとおり市に損害はないため結果として賠償責任を問う余地は消失しているものの、念のための問題提起にはとどめるが、以下について検討した。

##### ア 会計職員の該当性

本件職員は、出納員であり、法第243条の2の8第1項に規定する職員（以下「会計職員」という。）に該当する。

##### イ 本件職員の過失

#### (ア) 釣銭準備金の残額確認について

残額確認の頻度が高ければ、それだけ窃取機会の減少につながるだけでなく、亡失したとしてもその事実が速やかに認知され、亡失の時期の特定や早期の初動対応が可能になることから、亡失の防止や亡失金の発見、さらには事案究明にも大きく寄与する可能性は非常に高いといえる。その意味では残額確認が月に1度という頻度は、釣銭準備金の管理方法としては適切なものであったとは言い難いといわざるをえない。

ところで、この監査において出納員として課された注意義務や本件職員の出納員業務に対する指導監督の具体的な内容を確認したところ、釣銭準備金の保管を命じた会計管理者からは月例の出納金報告書の提出以外残額確認についての具体的な指示や指導はなされておらず、その頻度も特に定められていなかった。また、本件職員が現職に着任する際に、前任者から、月例の出納金報告の際に残額を確認するとの引継を受けていた。

このことは、そもそも本件職員が出納員として尽くすべき注意義務の範囲が全く不明確な中、その適切でない管理方法が市として事実上容認されていたともいえる状況であったといえることができる。

とすれば、本件職員の残額確認の頻度が必ずしも適切ではなかったとしても、このことが本件職員個人の過失に帰すべき問題といえるかどうかについては、疑問を抱かざるをえない。

#### (イ) 金庫の鍵の管理について

課長補佐が所持する鍵については、執務時間外など課長補佐不在中にも使用できる状況にあったといえ、保管方法に問題があったといわざるをえない。この点、課長補佐だけでなくこの状況を把握していた本件職員の過失を問う余地は十分にあると考えられる。

しかしながら、この事案において当該鍵が使われたという事実が明らかでなく、現時点で把握している事実だけでは、亡失との因果関係の立証が困難である。

### 第3 監査委員の意見

この事案では、監査請求時点では既に亡失金員は補填されており、本件職員による事実上の損害賠償がなされ事態が収束したという結果に終わった。本来、職員の賠償責任は監査委員による監査という法定の手続を経る必要があり、当該監査により本件職員1人に賠償責任を負わせるべきかどうかも含めた詳細な検証を行うべきものである。また、亡失判明時から本件監査請求をするまで半年以上が経過しており、今後は、速やかな監査請求と監査による決定を受けた上での損害賠償の履行を徹底されたい。

既に述べたとおり、本件職員の釣銭準備金の管理方法は適切といえるものではなく、その点十分な反省を求めるものであるが、市としても、会計職員に遺漏のない厳格な管理を徹底させるためには、会計職員の自覚に頼るのではなく、釣銭準備金を含む現金の管理方法について、具体例を示し適切な指導・監督を行うことが必須である。

そして、このことが、会計職員の注意義務の範囲を明確に示すことにもなり、常に亡失の責任を負うリスクを有している会計職員が亡失した事実に対し単なる結果責任を負うという事態を回避することにもつながる。市においては、このような観点も含めて適正な職務環境の構築に努められたい。

また、現金亡失の発生リスクを減ずる最も効果的な方法は、いうまでもなく現金取扱事務の縮小・廃止であり、各所属における現金の取扱いの是非や現金取扱部署の集約化等について、改めて検討されたい。